

審議事項	資料 2
令和 4 年度 富良野市防災会議	

富良野市地域防災計画

本編新旧対照表

富良野市地域防災計画新旧対照表（第1章 総則）

審議事項	資料2
令和4年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
1-3	<p>■防災会議の構成</p> <p>会長（市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地方行政機関の職員 <ul style="list-style-type: none"> 札幌開発建設部空知川河川事務所長 旭川開発建設部富良野道路事務所長 上川南部森林管理署長 旭川公共職業安定所富良野出張所長 旭川地方気象台次長 陸上自衛隊の隊員 <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群長 北海道知事の部内の職員 <ul style="list-style-type: none"> 上川総合振興局地域政策課主幹 旭川建設管理部富良野出張所 上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所） 上川農業改良普及センター富良野支所長 北海道警察の警察官 <ul style="list-style-type: none"> 富良野警察署長 富良野市教育委員会教育長 富良野広域連合富良野消防署長 富良野広域連合富良野消防団長 指定公共機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 北海道旅客鉄道株式会社富良野駅長 東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店長 北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンター所長 日本通運株式会社富良野支店長 日本郵便株式会社富良野郵便局 指定地方公共機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 富良野医師会長 旭川歯科医師会富良野班長 空知川上流土地改良区理事長 富良野土地改良区理事長 公共的機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 富良野商工会議所会頭 山部商工会長 ふらの農業協同組合代表理事組合長 北海道中央農業共済組合 道央統括センター —富良野支所理事 富良野地区森林組合代表理事組合長 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林長 株式会社ラジオふらの代表取締役 富良野市民生委員・児童委員協議会 	<p>■防災会議の構成</p> <p>会長（市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地方行政機関の職員 <ul style="list-style-type: none"> 札幌開発建設部空知川河川事務所長 旭川開発建設部富良野道路事務所長 上川南部森林管理署長 旭川公共職業安定所富良野出張所長 旭川地方気象台次長 陸上自衛隊の隊員 <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群長 北海道知事の部内の職員 <ul style="list-style-type: none"> 上川総合振興局地域政策課主幹 旭川建設管理部富良野出張所 上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所） 上川農業改良普及センター富良野支所長 北海道警察の警察官 <ul style="list-style-type: none"> 富良野警察署長 富良野市教育委員会教育長 富良野広域連合富良野消防署長 富良野広域連合富良野消防団長 指定公共機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 北海道旅客鉄道株式会社富良野駅長 東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店長 北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンター所長 日本通運株式会社富良野支店長 日本郵便株式会社富良野郵便局 指定地方公共機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 富良野医師会長 旭川歯科医師会富良野班長 空知川上流土地改良区理事長 富良野土地改良区理事長 公共的機関の役職員 <ul style="list-style-type: none"> 富良野商工会議所会頭 山部商工会長 ふらの農業協同組合代表理事組合長 北海道中央農業共済組合 富良野支所地区 代表理事 富良野地区森林組合代表理事組合長 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林長 株式会社ラジオふらの代表取締役 富良野市民生委員・児童委員協議会 	<p>事業所名称変更に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
1-7	<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>■公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 北海道中央農業共済組合 <u>道央統括センター富良野支所</u></p> <p>(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。</p> <p>(2) 家畜の被害調査及び診療に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>■公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 北海道中央農業共済組合 <u>富良野支所</u></p> <p>(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。</p> <p>(2) 家畜の被害調査及び診療に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>事業所名称変更に伴う修正</p>

富良野市地域防災計画新旧対照表（第2章 災害予防計画）

審議事項	資料2
令和4年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
2-1	<p>第1節 水害予防計画 (略)</p> <p>■現況 本市の主要河川は、石狩川水系空知川であり、特に水防上警戒を要する重要水防警戒区域が92箇所となっている。 (資料編5 - 13 : 重要水防箇所一覧表)</p> <p>■予防対策 1. (略)</p> <p>2. 気象警報等の伝達 河川水位が上昇し、旭川地方气象台から流域雨量指数に基づき洪水警報が発表された場合、又は水位が上昇し、避難判断水位を超過又は超過するおそれがある場合は、「注意報及び警報等の伝達」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、安全・安心メール、地域FMラジオ、市ホームページ、<u>L I N E</u>、<u>フェイスブック</u>、広報車等で市民に伝達する。 (災害応急対策計画第2節 P4-1 : 災害関連情報の受領及び伝達計画)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 空知川等洪水ハザードマップ計画 (略)</p> <p>■浸水想定区域 1～5 (略)</p> <p><u>6. その他の北海道管理河川</u> <u>河川名 石狩川水系シブケウシ川・デボツナイ川・北一号川・東八線川・二線川・布礼別川・布部川・ポン布部川・八線川・滝の沢川・十線川・十二線川・十四線川・十五線川・勇振川・十八線川・紅葉川・山部川・二十五線川・老節布川・昭栄沢川・熊の沢川・川松沢川</u></p>	<p>第1節 水害予防計画 (略)</p> <p>■現況 本市の主要河川は、石狩川水系空知川であり、特に水防上警戒を要する重要水防警戒区域が95箇所となっている。 (資料編5 - 13 : 重要水防箇所一覧表)</p> <p>■予防対策 1. (略)</p> <p>2. 気象警報等の伝達 河川水位が上昇し、旭川地方气象台から流域雨量指数に基づき洪水警報が発表された場合、又は水位が上昇し、避難判断水位を超過又は超過するおそれがある場合は、「注意報及び警報等の伝達」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、安全・安心メール、地域FMラジオ、市ホームページ、広報車等で市民に伝達する。 (災害応急対策計画第2節 P4-1 : 災害関連情報の受領及び伝達計画)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 空知川等洪水ハザードマップ計画 (略)</p> <p>■浸水想定区域 1～5 (略)</p>	<p>情報更新に伴う修正</p> <p>情報伝達手段追加に伴う追記</p> <p>北海道通知（浸水想定区域の追加）による追記</p>
2-2			
2-4			

頁	修正案	現行	備考																																																																																																																								
2-9	<p>■土砂災害警戒区域等</p> <p>(略)</p> <p>1. 土砂災害に関する情報の周知及びハザードマップの作成について</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の周知</p> <p>北海道から送付された指定警戒区域等の図書を市庁舎内で縦覧するとともに、指定警戒区域等の市民周知を図る。なお、土砂災害警戒区域等（箇所名、位置、指定年月日等）及び警戒区域ごとの避難場所等は次のとおり。</p>	<p>■土砂災害警戒区域等</p> <p>(略)</p> <p>1. 土砂災害に関する情報の周知及びハザードマップの作成について</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の周知</p> <p>北海道から送付された指定警戒区域等の図書を市庁舎内で縦覧するとともに、指定警戒区域等の市民周知を図る。なお、土砂災害警戒区域等（箇所名、位置、指定年月日等）及び警戒区域ごとの避難場所等は次のとおり。</p>																																																																																																																									
2-10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>区域の表示</th> <th>北海道告示番号 指定年月日</th> <th>土砂災害の発生原因となる 自然現象</th> <th>避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北二線川</td> <td>北の峰町</td> <td>北海道告示第 135 号 H20. 3. 4</td> <td>土石流</td> <td>朝日ヶ丘総合公園 駐車場</td> </tr> <tr> <td>四線川</td> <td>中御料</td> <td>北海道告示第 135 号 H20. 3. 4</td> <td>土石流</td> <td>朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭</td> </tr> <tr> <td>名取の沢川</td> <td>東鳥沼</td> <td>北海道告示第 62 号 H22. 1. 26</td> <td>土石流</td> <td>富良野自動車学校</td> </tr> <tr> <td>川松沢二の沢川</td> <td>字西達布</td> <td>北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24</td> <td>土石流</td> <td>西達布集落センター</td> </tr> <tr> <td>東山 1</td> <td>字東山</td> <td>北海道告示第 170 号 H27. 3. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>東山 2</td> <td>字東山</td> <td>北海道告示第 170 号 H27. 3. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>東山 3</td> <td>字東山、字老節布</td> <td>北海道告示第 170 号 H27. 3. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>東山 4</td> <td>字老節布</td> <td>北海道告示第 170 号 H27. 3. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>東山松南</td> <td>字東山</td> <td>北海道告示第 586 号 H27. 8. 28</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>中布礼別</td> <td>字下フラノ</td> <td>北海道告示第 155 号 R2. 11. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>麓郷集落センター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	指定河川名	区域の表示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原因となる 自然現象	避難場所	北二線川	北の峰町	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場	四線川	中御料	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭	名取の沢川	東鳥沼	北海道告示第 62 号 H22. 1. 26	土石流	富良野自動車学校	川松沢二の沢川	字西達布	北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24	土石流	西達布集落センター	東山 1	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校	東山 2	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校	東山 3	字東山、字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校	東山 4	字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校	東山松南	字東山	北海道告示第 586 号 H27. 8. 28	急傾斜地の崩壊	樹海学校	中布礼別	字下フラノ	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	急傾斜地の崩壊	麓郷集落センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>区域の表示</th> <th>北海道告示番号 指定年月日</th> <th>土砂災害の発生原因となる 自然現象</th> <th>避難場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北二線川</td> <td>北の峰町</td> <td>北海道告示第 135 号 H20. 3. 4</td> <td>土石流</td> <td>朝日ヶ丘総合公園 駐車場</td> </tr> <tr> <td>四線川</td> <td>中御料</td> <td>北海道告示第 135 号 H20. 3. 4</td> <td>土石流</td> <td>朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭</td> </tr> <tr> <td>名取の沢川</td> <td>東鳥沼</td> <td>北海道告示第 62 号 H22. 1. 26</td> <td>土石流</td> <td>富良野自動車学校</td> </tr> <tr> <td>川松沢二の沢川</td> <td>字西達布</td> <td>北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24</td> <td>土石流</td> <td>西達布集落センター</td> </tr> <tr> <td>東山 1</td> <td>字東山</td> <td>北海道告示第 170 号 H27. 3. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>東山 2</td> <td>字東山</td> <td>北海道告示第 170 号 H27. 3. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>東山 3</td> <td>字東山、字老節布</td> <td>北海道告示第 170 号 H27. 3. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>東山 4</td> <td>字老節布</td> <td>北海道告示第 170 号 H27. 3. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>東山松南</td> <td>字東山</td> <td>北海道告示第 586 号 H27. 8. 28</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>樹海学校</td> </tr> <tr> <td>中布礼別</td> <td>字下フラノ</td> <td>北海道告示第 155 号 R2. 11. 10</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>布礼別小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	指定河川名	区域の表示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原因となる 自然現象	避難場所	北二線川	北の峰町	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場	四線川	中御料	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭	名取の沢川	東鳥沼	北海道告示第 62 号 H22. 1. 26	土石流	富良野自動車学校	川松沢二の沢川	字西達布	北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24	土石流	西達布集落センター	東山 1	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校	東山 2	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校	東山 3	字東山、字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校	東山 4	字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校	東山松南	字東山	北海道告示第 586 号 H27. 8. 28	急傾斜地の崩壊	樹海学校	中布礼別	字下フラノ	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	急傾斜地の崩壊	布礼別小学校	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	閉校に伴う修正
指定河川名	区域の表示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原因となる 自然現象	避難場所																																																																																																																							
北二線川	北の峰町	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場																																																																																																																							
四線川	中御料	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭																																																																																																																							
名取の沢川	東鳥沼	北海道告示第 62 号 H22. 1. 26	土石流	富良野自動車学校																																																																																																																							
川松沢二の沢川	字西達布	北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24	土石流	西達布集落センター																																																																																																																							
東山 1	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
東山 2	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
東山 3	字東山、字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
東山 4	字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
東山松南	字東山	北海道告示第 586 号 H27. 8. 28	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
中布礼別	字下フラノ	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	急傾斜地の崩壊	麓郷集落センター																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																							
指定河川名	区域の表示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原因となる 自然現象	避難場所																																																																																																																							
北二線川	北の峰町	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場																																																																																																																							
四線川	中御料	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭																																																																																																																							
名取の沢川	東鳥沼	北海道告示第 62 号 H22. 1. 26	土石流	富良野自動車学校																																																																																																																							
川松沢二の沢川	字西達布	北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24	土石流	西達布集落センター																																																																																																																							
東山 1	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
東山 2	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
東山 3	字東山、字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
東山 4	字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
東山松南	字東山	北海道告示第 586 号 H27. 8. 28	急傾斜地の崩壊	樹海学校																																																																																																																							
中布礼別	字下フラノ	北海道告示第 155 号 R2. 11. 10	急傾斜地の崩壊	布礼別小学校																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																							

頁	修正案	現行	備考
2-11	<p>2. 避難情報の発令及び伝達</p> <p>(1) 避難情報発令の判断</p> <p>避難情報の発令は、「大雨警報（土砂災害）」又は「土砂災害警戒情報」発表のほか、<u>実際に危険度が高まっている場所を「土砂キキクル」で確認</u>、気象、過去の土砂災害の発生状況、土砂災害の前兆現象、周辺地域での発災状況及び、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断する。</p> <p>（マニュアル編：避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編））</p> <p>4～5.（略）</p>	<p>2. 避難情報の発令及び伝達</p> <p>(1) 避難情報発令の判断</p> <p>避難情報の発令は、「大雨警報（土砂災害）」又は「土砂災害警戒情報」発表のほか、気象、過去の土砂災害の発生状況、土砂災害の前兆現象、周辺地域での発災状況及び、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断する。</p> <p>（マニュアル編：避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編））</p> <p>4～5.（略）</p>	旭川地方気象台通知による修正
2-12	<p>第7節 建築物災害予防計画</p> <p>（略）</p>	<p>第6節 建築物災害予防計画</p> <p>（略）</p>	字句整理
2-12	<p>第8節 消防計画</p> <p>（略）</p>	<p>第7節 消防計画</p> <p>（略）</p>	字句整理
2-13	<p>第9節 食料その他の物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画</p> <p>（略）</p>	<p>第8節 食料その他の物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画</p> <p>（略）</p>	字句整理
2-14	<p>第10節 避難体制整備計画</p> <p>（略）</p> <p>■避難体制の整備</p> <p>1. 避難情報等の伝達</p>	<p>第9節 避難体制整備計画</p> <p>（略）</p> <p>■避難体制の整備</p> <p>1. 避難情報等の伝達</p>	字句整理
2-15	<p>市民に対する避難情報等の広報は、広報車、安全・安心メール、地域 FM ラジオ、市ホームページ、フェイスブック、<u>LINE</u>、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）等により行う。</p>	<p>市民に対する避難情報等の広報は、広報車、安全・安心メール、地域 FM ラジオ、市ホームページ、フェイスブック、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）等により行う。</p>	情報伝達手段の追加による修正
2-16	<p>2～4.（略）</p>	<p>2～4.（略）</p>	

頁	修正案	現行	備考
2-16	<p><u>5. 避難所における女性や子ども等の安全への配慮</u> <u>避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>6. 避難所看板</u> (略)</p> <p><u>7. 避難所運営マニュアル</u> (略)</p>	<p>(新規)</p> <p><u>5. 避難所看板</u> (略)</p> <p><u>6. 避難所運営マニュアル</u> (略)</p>	<p>北海道地域防災計画 改正に伴う修正</p> <p>字句整理</p> <p>字句整理</p>
2-17	<p><u>8. 避難者台帳の作成</u> (略)</p> <p><u>9. 車中泊避難者への配慮</u> (略)</p> <p><u>10. 避難所における食事の提供</u> (略)</p> <p><u>11. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u> 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底及び避難所における避難者のスペースの確保、定期的な換気、感染者の隔離・搬送・専用スペースの確保等、</u>避難所における染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p><u>12. 在宅避難等</u> 居住する地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であることなど、避難情報への理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>7. 避難者台帳の作成</u> (略)</p> <p><u>8. 車中泊避難者への配慮</u> (略)</p> <p><u>9. 避難所における食事の提供</u> (略)</p> <p><u>10. 新型コロナウイルス感染症への対策</u> 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p><u>11. 在宅避難等</u> 居住する地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であることなど、避難情報への理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>字句整理</p> <p>字句整理</p> <p>字句整理</p> <p>北海道地域防災計画 改正に伴う追記</p> <p>字句整理</p>

頁	修正案	現行	備考
2-18	<p>第1.1節 要配慮者対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■要配慮者への対策 災害発生時には、要配慮者は特に移動面に支障が伴うため、被害を受ける場合が多い。市及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全確保のため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1.0節 要配慮者対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■要配慮者への対策 災害発生時には、要配慮者は特に移動面に支障が伴うため、被害を受ける場合が多い。市及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全確保のため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画 改正に伴う追記
2-19	<p>■避難行動要支援者への対策</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>(略)</p>	<p>■避難行動要支援者への対策</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>(略)</p>	
2-20	<p>ア 避難行動要支援者のうち、連合会・町内会、自主防災組織への名簿提供については、地域に根差した活動及び民主的な運営がなされており、個別避難計画の作成や避難支援活動を実施できるかなどを考慮するとともに、避難支援等関係者になるといふ総会などの議決を得ることを提供条件とする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>ア 避難行動要支援者のうち、連合会・町内会、自主防災組織への名簿提供については、地域に根差した活動及び民主的な運営がなされており、個別避難プランの作成や避難支援活動を実施できるかなどを考慮するとともに、避難支援等関係者になるといふ総会などの議決を得ることを提供条件とする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(7) (略)</p>	字句修正
2-21	<p>(8) 避難支援の方法 避難支援者は、市が避難情報を発令したときは、あらかじめ定めた個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を支援する。ただし、避難支援者は、避難支援の実施にあたり、本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を優先する。</p> <p>(略)</p>	<p>(8) 避難支援の方法 避難支援者は、市が避難情報を発令したときは、あらかじめ定めた個別避難プランに基づき、避難行動要支援者の避難を支援する。ただし、避難支援者は、避難支援の実施にあたり、本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を優先する。</p> <p>(略)</p>	字句整理

頁	修正案	現行	備考
2-22	<p>第1.2節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p>	<p>第1.1節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p>	字句整理
2-24	<p>第1.3節 災害ボランティア活動計画</p> <p>(略)</p>	<p>第1.2節 災害ボランティア活動計画</p> <p>(略)</p>	字句整理
2-24	<p>第1.4節 防災知識の普及計画</p> <p>災害を予防、又はその拡大を防止するため、災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図り、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会、訓練等を開催し、防災知識の普及に努める。</p> <p>また、防災講習会、研修会、講演会、訓練等を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>第1.3節 防災知識の普及計画</p> <p>災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会等を開催し、防災知識の普及に努める。</p> <p>また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	北海道地域防災計画 改正に伴う修正
2-25	<p>■市民等への防災知識の普及</p> <p>気象災害や水防、避難情報の意味や内容についての基礎知識、市の防災体制、自主防災組織等についての研修会、講演会、訓練等を適時開催し、災害時に迅速かつ円滑な避難を確保するため、適切な判断力と行動力を養成し、防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。</p> <p>1. 防災研修会・講演会・訓練</p> <p>市民及び職員等を対象とし、防災に関する研修会、講演会、訓練を適時開催する。</p> <p>2～5. (略)</p> <p>■普及すべき内容</p> <p>防災知識の普及事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1. 防災気象情報に関する知識</p> <p>2～5. (略)</p>	<p>■市民等への防災知識の普及</p> <p>気象災害や水防、避難情報の意味や内容についての基礎知識、市の防災体制、自主防災組織等についての研修会、講演会等を適時開催し、災害時に迅速かつ円滑な避難を確保するため、適切な判断力と行動力を養成し、防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。</p> <p>1. 防災研修会・講演会</p> <p>市民及び職員等を対象とし、防災に関する研修会を適時開催する。</p> <p>2～5. (略)</p> <p>■普及すべき内容</p> <p>防災知識の普及事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1. 防災気象に関する知識</p> <p>2～5. (略)</p>	北海道地域防災計画 改正に伴う修正 北海道地域防災計画 改正に伴う修正 字句修正

頁	修正案	現行	備考
2-26	<p><u>第15節</u> 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>■相互応援体制の整備</p> <p>1～2. (略)</p>	<p><u>第14節</u> 相互応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>■相互応援体制の整備</p> <p>1～2. (略)</p>	字句整理
2-27	<p><u>3. NPO、ボランティア団体等</u> <u>災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時からNPO、ボランティア団体等と連携に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第16節</u> 防災訓練計画</p> <p>(略)</p>	<p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p><u>第15節</u> 防災訓練計画</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画 改正に伴う修正
2-28	<p><u>第17節</u> 業務継続計画(BCP)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第16節</u> 業務継続計画(BCP)</p> <p>(略)</p>	字句整理

富良野市地域防災計画新旧対照表（第3章 防災組織）

審議事項	資料2
令和3年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
3-5	<p>■別図1 富良野市災害対策本部組織図</p>	<p>■別図1 富良野市災害対策本部組織図</p>	<p>組織機構改変に伴う修正</p> <p>組織機構改変に伴う修正</p>

頁	修正案				現行				備考
3-6	■別表1 富良野市災害対策本部事務分掌				■別表1 富良野市災害対策本部事務分掌				
	部	班	構成	分掌事務		部	班	構成	
	本部会議		(略)	(略)		本部会議		(略)	(略)
	総務対策部 部長 総務部長 副部長 スマートシ ティ戦略室長	本部班 (班長) 総務課長	総務課 総務係 統計係	1 本部会議及び本部の総括に関する こと。 2 本部の設置、廃止に伴う通知に関する こと。 3 職員の非常招集及び動員に関する こと。 4 防災会議その他関係機関との連絡調整 に関する事 5 気象予警報等の受理及び伝達に関する こと。 6 各部との連絡調整に関する事 7 北海道及び他市町村に対する応援派遣 要請に関する事 8 自衛隊の派遣要請依頼に関する事 9 <u>防災情報システム</u> の総合的運用に関する 事 10 災害記録及び防災記録の総括に関する 事 11 被害状況調査の取り纏めの総括及び報 告に関する事 12 救助法に基づく救助の実施の総括に関 する事 13 行方不明者の把握等に関する事 14 <u>一般ボランティア活動の受け入れ及び 調整に関する事</u>		総務対策部 部長 総務部長 副部長 スマートシ ティ戦略室長	本部班 (班長) 総務課長	総務課 総務係 統計係	1 本部会議及び本部の総括に関する 事 2 本部の設置、廃止に伴う通知に関する 事 3 職員の非常招集及び動員に関する 事 4 防災会議その他関係機関との連絡調整 に関する事 5 気象予警報等の受理及び伝達に関する 事 6 各部との連絡調整に関する事 7 北海道及び他市町村に対する応援派遣 要請に関する事 8 自衛隊の派遣要請依頼に関する事 9 <u>防災行政無線等通信機能</u> の総合的運用 に関する事 10 災害記録及び防災記録の総括に関する 事 11 被害状況調査の取り纏めの総括及び報 告に関する事 12 救助法に基づく救助の実施の総括に関 する事 13 行方不明者の把握等に関する事

防災行政無線廃止に伴う修正

事務分掌見直しに伴う修正

頁	修正案				現行				備考
3-7	■別表1 富良野市災害対策本部事務分掌				■別表1 富良野市災害対策本部事務分掌				
	部	班	構成	分掌事務	部	班	構成	分掌事務	
	総務対策部	(略)	(略)	(略)	総務対策部	(略)	(略)	(略)	
	部長 総務部長	(削除)	(削除)	(削除)	部長 総務部長	調査班 (班長) 税務課長	税務課	1 初動期における生命危険情報の収集に関すること。 2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関すること。 3 罹災証明に関すること。	組織機構改変に伴う修正
	副部長 スマートシティ戦略室長				副部長 スマートシティ戦略室長				
	市民生活対策部	山部地区対策班 (班長) 山部支所長	山部支所	(両班共通) 1 支所管轄地域内の災害被害調査及び情報収集並びに連絡に関すること。	市民生活対策部	山部地区対策班 (班長) 山部支所長	山部支所	(両班共通) 1 支所管轄地域内の災害被害調査及び情報収集並びに連絡に関すること。 2 防災行政無線の中継に関すること。	防災行政無線廃止に伴う削除
	部長 市民生活部長	東山地区対策班 (班長) 東山支所長	東山支所 東山公民館		部長 市民生活部長	東山地区対策班 (班長) 東山支所長	東山支所 東山公民館		
		輸送班 (班長) 市民課長	市民課	1 物資及び人員応急輸送に関すること。 2 人的被害調査に関すること。 3 避難所(地域会館等)の開設に関すること。		輸送班 (班長) 市民課長	市民課	1 物資及び人員応急輸送に関すること。 2 人的被害調査に関すること。 3 避難所(地域会館等)の開設に関すること。	組織名称変更に伴う修正
		(副班長) コミュニティ推進課長	コミュニティ推進課		(副班長) 市民協働課長	市民協働課			
			議会事務局 監査事務局 選管事務局				議会事務局 監査事務局 選管事務局		

頁	修正案				現行				備考	
3-8	市民生活対策部 部長 市民生活部長	環境・防疫班 (班長) 環境課長 <u>(副班長)</u> <u>環境課主幹</u>	環境課	1 遺体の処理及び埋葬に関する事 2 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事 3 災害時の公害防止対策に関する事 4 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関する事 5 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関する事 6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理に関する事 7 被災地の防疫活動に関する事	市民生活対策部 部長 市民生活部長	環境・防疫班 (班長) 環境課長	環境課	1 遺体の処理及び埋葬に関する事 2 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事 3 災害時の公害防止対策に関する事 4 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関する事 5 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関する事 6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理に関する事 7 被災地の防疫活動に関する事	組織体制見直しに伴う修正 組織機構改変に伴う修正	
3-8		<u>調査班</u> <u>(班長)</u> <u>税務課長</u> <u>(副班長)</u> <u>税務課主幹</u>	税務課	<u>1 初動期における生命危険情報の収集に関する事。</u> <u>2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関する事。</u> <u>3 罹災証明に関する事。</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		
3-9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

3-9	教育対策部 部長 教育部長	<u>教育振興班</u> (班長) <u>教育振興課長</u> (副班長) <u>教育振興課主幹</u> 幼児教育班 (班長) こども未来課長 (副班長) <u>虹いろ保育所長</u>	<u>教育振興課</u> 生涯学習センター 図書館 こども未来課 <u>虹いろ保育所</u>	1 学校長、 <u>所長</u> 及び園長に対する避難情報の伝達に関する事。 2 避難所の開設・運営に関する事。 3 教育施設、保育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 4 児童生徒の応急教育対策に関する事。 5 被災児童生徒に対する教科書及び学用品等の給与に関する事。	教育対策部 部長 教育部長	<u>学校教育班</u> (班長) <u>学校教育課長</u> <u>社会教育班</u> (班長) <u>社会教育課長</u> 幼児教育班 (班長) こども未来課長	<u>学校教育課</u> <u>社会教育課</u> 生涯学習センター 図書館 こども未来課	1 学校長及び園長に対する避難情報の伝達に関する事。 2 避難所の開設・運営に関する事。 3 教育施設、保育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 4 児童生徒の応急教育対策に関する事。 5 被災児童生徒に対する教科書及び学用品等の給与に関する事。	組織機構改変に伴う修正 組織体制見直しに伴う修正 事務分掌見直しに伴う修正
	経済対策部 部長 経済部長	救援班 (班長) 商工観光課長 (副班長) 商工観光課主幹	商工観光課	1 被災者の救援に関する事。 2 観光客の避難誘導支援に関する事。 3 救援物資材の調達に関する事。 4 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 5 被災商工業者の援護対策に関する事。 6 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 <u>7 (削除)</u>	経済対策部 部長 経済部長	救援班 (班長) 商工観光課長 (副班長) 商工観光課主幹	商工観光課	1 被災者の救援に関する事。 2 観光客の避難誘導支援に関する事。 3 救援物資材の調達に関する事。 4 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関する事。 5 被災商工業者の援護対策に関する事。 6 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 <u>7 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関する事。</u>	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

富良野市地域防災計画新旧対照表（第4章 災害応急対策計画）

審議事項	資料2
令和4年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
4-1	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害関連情報の受領及び伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>■気象情報等の発表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 土砂災害警戒情報</p> <p><u>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部が共同で発表する。</u></p> <p>3～8. (略)</p>	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害関連情報の受領及び伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>■気象情報等の発表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 土砂災害警戒情報</p> <p><u>旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難情報を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、該当市町村名を明示して土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>3～8. (略)</p>	旭川地方気象台通知による修正
4-4	<p>第4節 災害対策本部等の設置計画</p> <p>(略)</p> <p>■富良野市災害対策本部</p> <p>1. 災害対策本部設置基準</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 災害対策本部等の設置計画</p> <p>(略)</p> <p>■富良野市災害対策本部</p> <p>1. 災害対策本部設置基準</p> <p>(略)</p>	
4-5	<p>2. 災害対策本部の設置場所</p> <p>原則として市複合庁舎(第1会議室等)とするが、災害により被害を受ける等の理由により使用できないときは、富良野市総合保健センターとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 災害対策本部の設置場所</p> <p>原則として市役所本庁舎(大会議室)とするが、災害により被害を受ける等の理由により使用できないときは、富良野市総合保健センターとする。</p> <p>(略)</p>	庁舎移転に伴う修正

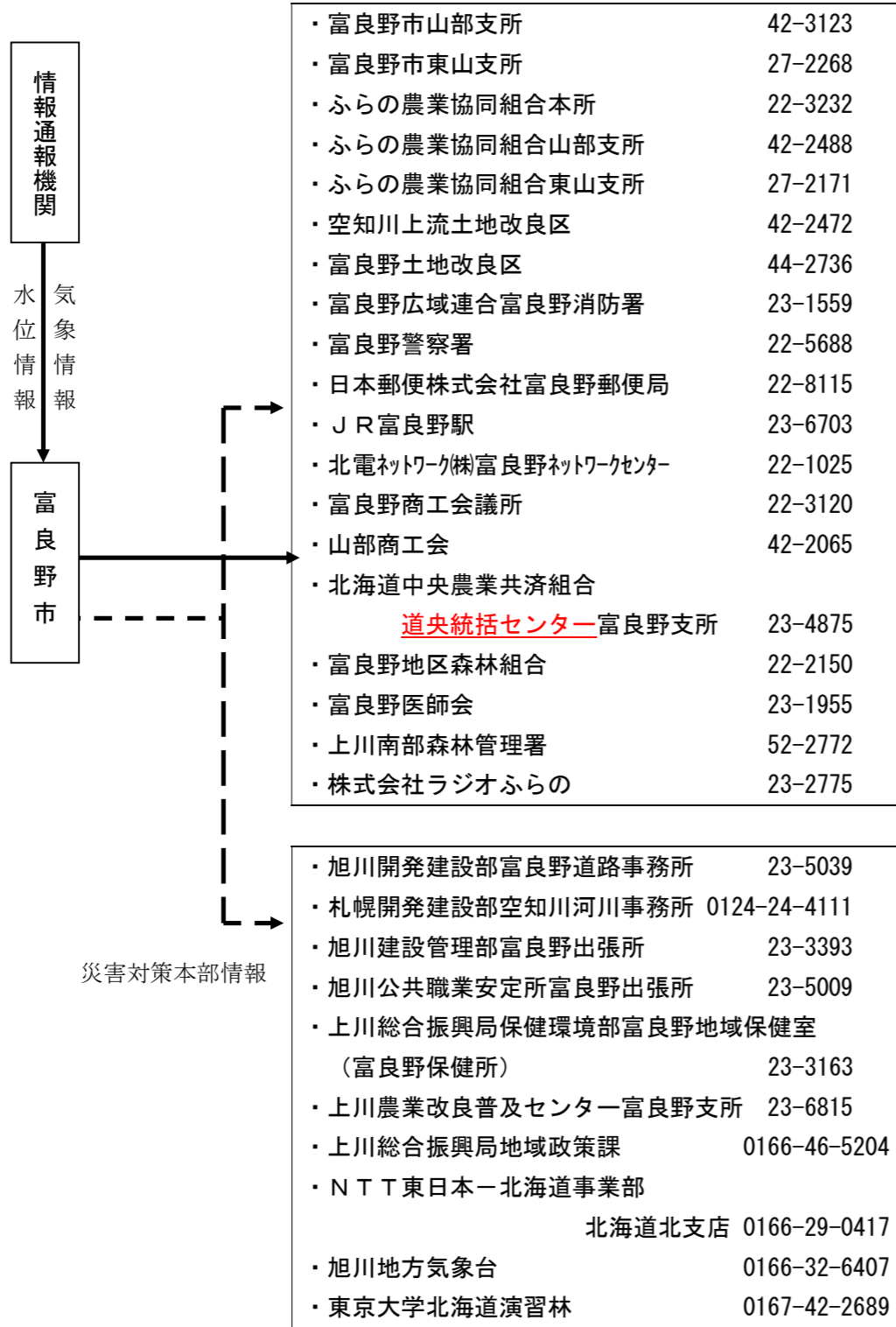
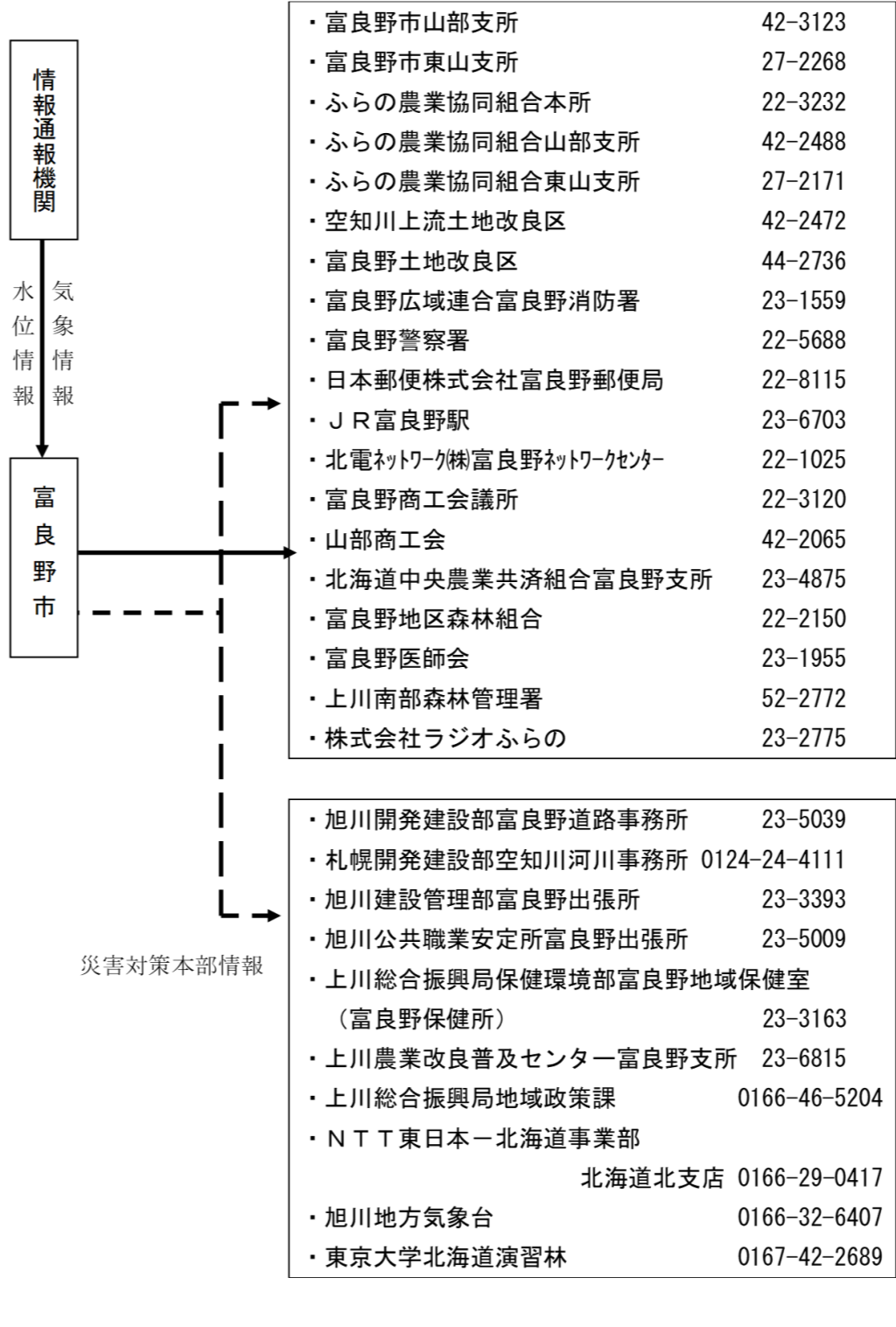
頁	修正案	現行	備考
4-6	<p>■配備体制の活動要領</p> <p>1. 第1 非常配備体制下の活動</p> <p>(1) 総務対策部は、<u>旭川地方</u>気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を勘案し、対策状況等を関係各対策部長に伝達する。これに基づき各対策部長は、措置を検討するとともに随時必要な応急対策を行う。</p> <p>2～3. (略)</p>	<p>■配備体制の活動要領</p> <p>1. 第1 非常配備体制下の活動</p> <p>(1) 総務対策部は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を勘案し、対策状況等を関係各対策部長に伝達する。これに基づき各対策部長は、措置を検討するとともに随時必要な応急対策を行う。</p> <p>2～3. (略)</p>	字句修正
4-6	<p>第5節 動員計画</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 動員計画</p> <p>(略)</p>	
4-7	<p>■動員時の留意事項</p> <p>災害発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動する。</p> <p>1. 参集者の服装・携行品</p> <p>応急活動に便利で安全な服装とし、筆記用具、帽子、手袋、タオル、<u>飲料水</u>、食糧、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、その他必要な用具をできるかぎり携行すること。</p> <p>(略)</p>	<p>■動員時の留意事項</p> <p>災害発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動する。</p> <p>1. 参集者の服装・携行品</p> <p>応急活動に便利で安全な服装とし、筆記用具、帽子、手袋、タオル、<u>水筒</u>、食糧、懐中電灯、携帯電話、<u>PHS</u>、<u>アマチュア無線機</u>、携帯ラジオ、<u>液晶テレビ</u>、その他必要な用具をできるかぎり携行すること。</p> <p>(略)</p>	記載内容見直しに伴う修正
4-8	<p>第6節 災害通信計画</p> <p>(略)</p> <p>■電話、電報による通信</p> <p>1. 災害時優先電話</p> <p>災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。</p> <p>(削除)</p>	<p>第6節 災害通信計画</p> <p>(略)</p> <p>■電話、電報による通信</p> <p>1. 災害時優先電話</p> <p>災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。</p> <p>2. 非常通話・緊急電話</p> <p>災害時における通信方法は、原則としてN-T-T一般加入電話によるものとするが、緊急時において電話を使用する場合は、電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に基づき、非常扱いの通話又は緊急扱いの通話として使用する。――</p>	サービス終了に伴う削除

頁	修正案	現行	備考				
4-8	<p>(削除)</p> <p>2. 非常電報・緊急電報</p> <p>(略)</p>	<table border="1" data-bbox="1436 226 2445 499"> <tr> <td data-bbox="1436 226 1685 407">非常扱いの通話</td> <td data-bbox="1685 226 2445 407">天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 407 1685 499">緊急扱いの通話</td> <td data-bbox="1685 407 2445 499">非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする手動接続通話</td> </tr> </table> <p>〈非常・緊急通話の利用方法〉</p> <p>非常及び緊急通話を利用する場合は、次の手順によって行う。</p> <p>① 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。</p> <p>② NTTコミュニケータがでたら</p> <p>ア 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。</p> <p>イ 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。</p> <p>ウ 通話先の電話番号を告げる。</p> <p>エ 通話内容を告げる。</p> <p>③ NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。</p> <p>④ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。</p> <p>3. 非常電報・緊急電報</p> <p>(略)</p> <p>■ 公衆通信設備以外の通信</p>	非常扱いの通話	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話	緊急扱いの通話	非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする手動接続通話	<p>サービス終了に伴う削除</p>
非常扱いの通話	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話						
緊急扱いの通話	非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする手動接続通話						
4-8	<p>■ 公衆通信設備以外の通信</p> <p>1. IP無線機</p> <p><u>災害時等の通信手段として、IP無線機20台を避難所及びパトロール従事職員用として使用する。</u></p> <p>2. 防災携帯電話による通信</p> <p>災害時等の通信手段として、携帯電話<u>12台</u>を現地対応職員用として使用する。</p> <p>3～6. (略)</p>	<p>1. 市防災行政無線</p> <p><u>(1) 基地局 ぼうさいふらの</u></p> <p><u>周波数（専用波466.150MHz、広域共通波466.775MHz）</u></p> <p><u>(2) 陸上移動局 携帯局13、車載局47、可搬局8</u></p> <p>2. 防災携帯電話による通信</p> <p>災害時等の通信手段として、携帯電話<u>30台</u>を現地対応職員用として使用する。</p> <p>3～6. (略)</p>	<p>防災行政無線の廃止及びIP無線機の導入に伴う修正</p> <p>台数整理に伴う修正</p>				

頁	修正案	現行	備考
4-9	<p>第7節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>■予防対策広報 平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について電話、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、<u>LINE</u>、フェイスブックで周知するとともに、地域FM放送局に対し放送の協力を要請する。 (資料編9 - 54 : 災害時における放送の協力に関する協定)</p>	<p>第7節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>■予防対策広報 平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等について電話、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、フェイスブックで周知するとともに、地域FM放送局に対し放送の協力を要請する。 (資料編9 - 54 : 災害時における放送の協力に関する協定)</p>	<p>情報伝達手段の追加に伴う修正</p>
4-10	<p>■災害時の広報 災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。</p> <p>1～2. (略)</p> <p>3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表 (1) 広報の方法 一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、<u>LINE</u>、フェイスブック、地域FMラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。</p> <p>(略)</p>	<p>■災害時の広報 災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。</p> <p>1～2. (略)</p> <p>3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表 (1) 広報の方法 一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、フェイスブック、地域FMラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。</p>	<p>情報伝達手段の追加に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
4-13	<p>第9節 避難対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 避難対策計画</p> <p>(略)</p>	
4-14	<p>■避難情報の周知</p> <p>市長は、避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、<u>避難情報に対応する警戒レベルを明確にして</u>対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、<u>LINE</u>、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。</p> <p>避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。 （資料編9 - 45：災害時における放送の協力に関する協定） （資料編9 - 31：災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定）</p> <p>1. (略)</p>	<p>■避難情報の周知</p> <p>市長は、避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。</p> <p>避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。 （資料編9 - 45：災害時における放送の協力に関する協定） （資料編9 - 31：災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定）</p> <p>1. (略)</p>	<p>北海道地域防災計画改定に伴う修正</p> <p>情報伝達手段の追加に伴う修正</p>
4-15	<p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難情報の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) メール等による方法</p> <p>安全・安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、<u>LINE</u>、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>■避難方法</p> <p>(略)</p>	<p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難情報の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) メール等による方法</p> <p>安全・安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>■避難方法</p> <p>(略)</p>	<p>情報伝達手段の追加に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
4-16	<p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1～3. (略)</p>	<p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1～3. (略)</p>	
4-17	<p>4. 市の指定避難所以外の開設</p> <p>市長は、指定避難所以外に避難所として指定する場合には、施設管理者と協議を行い、同意を経て避難所の開設を行うものとする。</p> <p><u>また、国の独立行政法人等が保有する施設等の活用も含めて可能な限り多くの避難所を開設するとともに周知に努める。</u></p>	<p>4. 市の指定避難所以外の開設</p> <p>市長は、指定避難所以外に避難所として指定する場合には、施設管理者と協議を行い、同意を経て避難所の開設を行うものとする。</p>	北海道地域防災計画の改正に伴う修正
4-34	<p>第20節 防疫計画</p> <p>(略)</p>	<p>第20節 防疫計画</p> <p>(略)</p>	
4-36	<p>■家畜防疫</p> <p>1 (略)</p>	<p>■家畜防疫</p> <p>1 (略)</p>	
4-37	<p>2. 実施の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜の救護</p> <p>市長は、北海道中央農業共済組合 <u>道央統括センター</u> 富良野支所、家畜診療獣医師等と協力し、家畜の救護にあたるものとする。</p>	<p>2. 実施の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜の救護</p> <p>市長は、北海道中央農業共済組合富良野支所、家畜診療獣医師等と協力し、家畜の救護にあたるものとする。</p>	事業所名変更に伴う修正
4-50	<p>第29節 農林業対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第29節 農林業対策計画</p> <p>(略)</p>	
4-51	<p>■応急対策</p> <p>1. 農作物対策</p> <p>経済対策部農林班は、ふらの農業協同組合、北海道中央農業共済組合 <u>道央統括センター</u> 富良野支所及び上川農業改良普及センター富良野支所等と連携して、農作物及び農地の被害状況に応じて次の応急措置をとる。</p> <p>(1) 冠水後の農作物への応急措置の指導</p> <p>(2) 病虫害発生予防措置の指導</p> <p>(3) 薬剤、資機材の供給、農薬の散布</p> <p>(4) 農作物の生産管理技術の指導</p>	<p>■応急対策</p> <p>1. 農作物対策</p> <p>経済対策部農林班は、ふらの農業協同組合、北海道中央農業共済組合富良野支所及び上川農業改良普及センター富良野支所等と連携して、農作物及び農地の被害状況に応じて次の応急措置をとる。</p> <p>(1) 冠水後の農作物への応急措置の指導</p> <p>(2) 病虫害発生予防措置の指導</p> <p>(3) 薬剤、資機材の供給、農薬の散布</p> <p>(4) 農作物の生産管理技術の指導</p>	事業所名変更に伴う修正

頁	修正案	現行	備考																																																																																																																				
4-69	<p data-bbox="326 142 667 172">■別図2 防災ファクシミリ</p>  <table border="1" data-bbox="718 231 1365 1648"> <tr><td>・富良野市山部支所</td><td>42-3123</td></tr> <tr><td>・富良野市東山支所</td><td>27-2268</td></tr> <tr><td>・ふらの農業協同組合本所</td><td>22-3232</td></tr> <tr><td>・ふらの農業協同組合山部支所</td><td>42-2488</td></tr> <tr><td>・ふらの農業協同組合東山支所</td><td>27-2171</td></tr> <tr><td>・空知川上流土地改良区</td><td>42-2472</td></tr> <tr><td>・富良野土地改良区</td><td>44-2736</td></tr> <tr><td>・富良野広域連合富良野消防署</td><td>23-1559</td></tr> <tr><td>・富良野警察署</td><td>22-5688</td></tr> <tr><td>・日本郵便株式会社富良野郵便局</td><td>22-8115</td></tr> <tr><td>・JR富良野駅</td><td>23-6703</td></tr> <tr><td>・北電ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター</td><td>22-1025</td></tr> <tr><td>・富良野商工会議所</td><td>22-3120</td></tr> <tr><td>・山部商工会</td><td>42-2065</td></tr> <tr><td>・北海道中央農業共済組合 道央統括センター富良野支所</td><td>23-4875</td></tr> <tr><td>・富良野地区森林組合</td><td>22-2150</td></tr> <tr><td>・富良野医師会</td><td>23-1955</td></tr> <tr><td>・上川南部森林管理署</td><td>52-2772</td></tr> <tr><td>・株式会社ラジオふらの</td><td>23-2775</td></tr> <tr><td>・旭川開発建設部富良野道路事務所</td><td>23-5039</td></tr> <tr><td>・札幌開発建設部空知川河川事務所</td><td>0124-24-4111</td></tr> <tr><td>・旭川建設管理部富良野出張所</td><td>23-3393</td></tr> <tr><td>・旭川公共職業安定所富良野出張所</td><td>23-5009</td></tr> <tr><td>・上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室 (富良野保健所)</td><td>23-3163</td></tr> <tr><td>・上川農業改良普及センター富良野支所</td><td>23-6815</td></tr> <tr><td>・上川総合振興局地域政策課</td><td>0166-46-5204</td></tr> <tr><td>・N T T 東日本ー北海道事業部 北海道北支店</td><td>0166-29-0417</td></tr> <tr><td>・旭川地方气象台</td><td>0166-32-6407</td></tr> <tr><td>・東京大学北海道演習林</td><td>0167-42-2689</td></tr> </table>	・富良野市山部支所	42-3123	・富良野市東山支所	27-2268	・ふらの農業協同組合本所	22-3232	・ふらの農業協同組合山部支所	42-2488	・ふらの農業協同組合東山支所	27-2171	・空知川上流土地改良区	42-2472	・富良野土地改良区	44-2736	・富良野広域連合富良野消防署	23-1559	・富良野警察署	22-5688	・日本郵便株式会社富良野郵便局	22-8115	・JR富良野駅	23-6703	・北電ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター	22-1025	・富良野商工会議所	22-3120	・山部商工会	42-2065	・北海道中央農業共済組合 道央統括センター富良野支所	23-4875	・富良野地区森林組合	22-2150	・富良野医師会	23-1955	・上川南部森林管理署	52-2772	・株式会社ラジオふらの	23-2775	・旭川開発建設部富良野道路事務所	23-5039	・札幌開発建設部空知川河川事務所	0124-24-4111	・旭川建設管理部富良野出張所	23-3393	・旭川公共職業安定所富良野出張所	23-5009	・上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室 (富良野保健所)	23-3163	・上川農業改良普及センター富良野支所	23-6815	・上川総合振興局地域政策課	0166-46-5204	・N T T 東日本ー北海道事業部 北海道北支店	0166-29-0417	・旭川地方气象台	0166-32-6407	・東京大学北海道演習林	0167-42-2689	<p data-bbox="1403 142 1745 172">■別図2 防災ファクシミリ</p>  <table border="1" data-bbox="1789 231 2442 1648"> <tr><td>・富良野市山部支所</td><td>42-3123</td></tr> <tr><td>・富良野市東山支所</td><td>27-2268</td></tr> <tr><td>・ふらの農業協同組合本所</td><td>22-3232</td></tr> <tr><td>・ふらの農業協同組合山部支所</td><td>42-2488</td></tr> <tr><td>・ふらの農業協同組合東山支所</td><td>27-2171</td></tr> <tr><td>・空知川上流土地改良区</td><td>42-2472</td></tr> <tr><td>・富良野土地改良区</td><td>44-2736</td></tr> <tr><td>・富良野広域連合富良野消防署</td><td>23-1559</td></tr> <tr><td>・富良野警察署</td><td>22-5688</td></tr> <tr><td>・日本郵便株式会社富良野郵便局</td><td>22-8115</td></tr> <tr><td>・JR富良野駅</td><td>23-6703</td></tr> <tr><td>・北電ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター</td><td>22-1025</td></tr> <tr><td>・富良野商工会議所</td><td>22-3120</td></tr> <tr><td>・山部商工会</td><td>42-2065</td></tr> <tr><td>・北海道中央農業共済組合富良野支所</td><td>23-4875</td></tr> <tr><td>・富良野地区森林組合</td><td>22-2150</td></tr> <tr><td>・富良野医師会</td><td>23-1955</td></tr> <tr><td>・上川南部森林管理署</td><td>52-2772</td></tr> <tr><td>・株式会社ラジオふらの</td><td>23-2775</td></tr> <tr><td>・旭川開発建設部富良野道路事務所</td><td>23-5039</td></tr> <tr><td>・札幌開発建設部空知川河川事務所</td><td>0124-24-4111</td></tr> <tr><td>・旭川建設管理部富良野出張所</td><td>23-3393</td></tr> <tr><td>・旭川公共職業安定所富良野出張所</td><td>23-5009</td></tr> <tr><td>・上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室 (富良野保健所)</td><td>23-3163</td></tr> <tr><td>・上川農業改良普及センター富良野支所</td><td>23-6815</td></tr> <tr><td>・上川総合振興局地域政策課</td><td>0166-46-5204</td></tr> <tr><td>・N T T 東日本ー北海道事業部 北海道北支店</td><td>0166-29-0417</td></tr> <tr><td>・旭川地方气象台</td><td>0166-32-6407</td></tr> <tr><td>・東京大学北海道演習林</td><td>0167-42-2689</td></tr> </table>	・富良野市山部支所	42-3123	・富良野市東山支所	27-2268	・ふらの農業協同組合本所	22-3232	・ふらの農業協同組合山部支所	42-2488	・ふらの農業協同組合東山支所	27-2171	・空知川上流土地改良区	42-2472	・富良野土地改良区	44-2736	・富良野広域連合富良野消防署	23-1559	・富良野警察署	22-5688	・日本郵便株式会社富良野郵便局	22-8115	・JR富良野駅	23-6703	・北電ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター	22-1025	・富良野商工会議所	22-3120	・山部商工会	42-2065	・北海道中央農業共済組合富良野支所	23-4875	・富良野地区森林組合	22-2150	・富良野医師会	23-1955	・上川南部森林管理署	52-2772	・株式会社ラジオふらの	23-2775	・旭川開発建設部富良野道路事務所	23-5039	・札幌開発建設部空知川河川事務所	0124-24-4111	・旭川建設管理部富良野出張所	23-3393	・旭川公共職業安定所富良野出張所	23-5009	・上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室 (富良野保健所)	23-3163	・上川農業改良普及センター富良野支所	23-6815	・上川総合振興局地域政策課	0166-46-5204	・N T T 東日本ー北海道事業部 北海道北支店	0166-29-0417	・旭川地方气象台	0166-32-6407	・東京大学北海道演習林	0167-42-2689	<p data-bbox="2481 861 2706 934">事業所名変更に伴う修正</p>
・富良野市山部支所	42-3123																																																																																																																						
・富良野市東山支所	27-2268																																																																																																																						
・ふらの農業協同組合本所	22-3232																																																																																																																						
・ふらの農業協同組合山部支所	42-2488																																																																																																																						
・ふらの農業協同組合東山支所	27-2171																																																																																																																						
・空知川上流土地改良区	42-2472																																																																																																																						
・富良野土地改良区	44-2736																																																																																																																						
・富良野広域連合富良野消防署	23-1559																																																																																																																						
・富良野警察署	22-5688																																																																																																																						
・日本郵便株式会社富良野郵便局	22-8115																																																																																																																						
・JR富良野駅	23-6703																																																																																																																						
・北電ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター	22-1025																																																																																																																						
・富良野商工会議所	22-3120																																																																																																																						
・山部商工会	42-2065																																																																																																																						
・北海道中央農業共済組合 道央統括センター富良野支所	23-4875																																																																																																																						
・富良野地区森林組合	22-2150																																																																																																																						
・富良野医師会	23-1955																																																																																																																						
・上川南部森林管理署	52-2772																																																																																																																						
・株式会社ラジオふらの	23-2775																																																																																																																						
・旭川開発建設部富良野道路事務所	23-5039																																																																																																																						
・札幌開発建設部空知川河川事務所	0124-24-4111																																																																																																																						
・旭川建設管理部富良野出張所	23-3393																																																																																																																						
・旭川公共職業安定所富良野出張所	23-5009																																																																																																																						
・上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室 (富良野保健所)	23-3163																																																																																																																						
・上川農業改良普及センター富良野支所	23-6815																																																																																																																						
・上川総合振興局地域政策課	0166-46-5204																																																																																																																						
・N T T 東日本ー北海道事業部 北海道北支店	0166-29-0417																																																																																																																						
・旭川地方气象台	0166-32-6407																																																																																																																						
・東京大学北海道演習林	0167-42-2689																																																																																																																						
・富良野市山部支所	42-3123																																																																																																																						
・富良野市東山支所	27-2268																																																																																																																						
・ふらの農業協同組合本所	22-3232																																																																																																																						
・ふらの農業協同組合山部支所	42-2488																																																																																																																						
・ふらの農業協同組合東山支所	27-2171																																																																																																																						
・空知川上流土地改良区	42-2472																																																																																																																						
・富良野土地改良区	44-2736																																																																																																																						
・富良野広域連合富良野消防署	23-1559																																																																																																																						
・富良野警察署	22-5688																																																																																																																						
・日本郵便株式会社富良野郵便局	22-8115																																																																																																																						
・JR富良野駅	23-6703																																																																																																																						
・北電ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター	22-1025																																																																																																																						
・富良野商工会議所	22-3120																																																																																																																						
・山部商工会	42-2065																																																																																																																						
・北海道中央農業共済組合富良野支所	23-4875																																																																																																																						
・富良野地区森林組合	22-2150																																																																																																																						
・富良野医師会	23-1955																																																																																																																						
・上川南部森林管理署	52-2772																																																																																																																						
・株式会社ラジオふらの	23-2775																																																																																																																						
・旭川開発建設部富良野道路事務所	23-5039																																																																																																																						
・札幌開発建設部空知川河川事務所	0124-24-4111																																																																																																																						
・旭川建設管理部富良野出張所	23-3393																																																																																																																						
・旭川公共職業安定所富良野出張所	23-5009																																																																																																																						
・上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室 (富良野保健所)	23-3163																																																																																																																						
・上川農業改良普及センター富良野支所	23-6815																																																																																																																						
・上川総合振興局地域政策課	0166-46-5204																																																																																																																						
・N T T 東日本ー北海道事業部 北海道北支店	0166-29-0417																																																																																																																						
・旭川地方气象台	0166-32-6407																																																																																																																						
・東京大学北海道演習林	0167-42-2689																																																																																																																						

富良野市地域防災計画新旧対照表（第5章 震災対策計画）

審議事項	資料2
令和4年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
5-1	<p>第2節 被害想定</p> <p>(略)</p> <p>■富良野市における地震の想定</p> <p><u>1. 北海道における想定地震</u></p> <p><u>道計画では、「北海道地域防災計画（令和元年（2019年）5月）」に基づき、下の図及び表に示す30の地震が想定されている。</u></p> <p><u>北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の大きく2つに分けることができる。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定されているものは、主に内陸部に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸型地震などがある。</u></p> <p><u>計画ではこれらの想定に加え、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震が整理された。</u></p> <p><u>また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、下表に示す24地震54断層モデルが選定されている。</u></p> <p>■想定される地震の位置図</p>  <p><u>出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年（2021年）4月）</u></p>	<p>第2節 被害想定</p> <p>(略)</p> <p>■富良野市における地震の想定</p> <p><u>本市における地震の想定として、北海道地域防災計画や中央防災会議のプレート型による想定地震、政府の特別機関である地震調査研究推進本部の活断層モデルによる想定地震、さらに、全国どこでも起こりうる直下の地震から、本市に被害をもたらす危険性の高い地震を地域ごとに選択し、最大震度を想定する。</u></p> <p><u>1. 北海道、中央防災会議の想定地震</u></p> <p><u>北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会（平成23年3月）では、太平洋側、日本海側及び内陸に34箇所地震を想定している。</u></p> <p><u>北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜りこむプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と1993年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。</u></p> <p><u>なお、想定地震及び位置の概要は次のとおりとする。</u></p> <p>■想定される地震の位置図</p> 	<p>北海道地域防災計画及び富良野市耐震改修促進計画改正に伴う修正</p>
5-2			

頁	修正案	現行	備考																																																																																																																																																																
5-3	<p>■想定される地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海溝型地震</th> <th colspan="4">内陸型地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">千島海溝／日本海溝</td> <td>T1</td> <td>三陸沖北部</td> <td rowspan="3">N1</td> <td>石狩低地東縁主部</td> <td rowspan="3">活断層帯</td> <td>N9</td> <td>標津</td> </tr> <tr> <td>T2</td> <td>十勝沖</td> <td>主部北側</td> <td>N10</td> <td>石狩低地東縁南部</td> </tr> <tr> <td>T3</td> <td>根室沖</td> <td>主部南側</td> <td>N11</td> <td>沼田-砂川付近</td> </tr> <tr> <td>T4</td> <td>色丹島沖</td> <td>N2</td> <td>サロベツ</td> <td rowspan="3">伏在断層</td> <td rowspan="3">F1</td> <td rowspan="3">札幌直下</td> </tr> <tr> <td>T5</td> <td>択捉島沖</td> <td>N3</td> <td>黒松内低地</td> </tr> <tr> <td>T6</td> <td>500年間隔地震</td> <td>N4</td> <td>当別</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">日本海東縁部</td> <td>T7</td> <td>北海道南西沖</td> <td>N5</td> <td>函館平野西縁</td> <td rowspan="4">既往の内陸地震</td> <td>E1</td> <td>弟子屈地域</td> </tr> <tr> <td>T8</td> <td>積丹半島沖</td> <td>N6</td> <td>増毛山地東縁</td> <td>E2</td> <td>浦河周辺</td> </tr> <tr> <td>T9</td> <td>留萌沖</td> <td rowspan="2">N7</td> <td>十勝平野</td> <td>E3</td> <td>道北地域</td> </tr> <tr> <td>T10</td> <td>北海道北西沖</td> <td>主部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">プレート内</td> <td>P1</td> <td>釧路直下</td> <td rowspan="3">N8</td> <td>光地園</td> <td rowspan="3">オホーツク海</td> <td>A1</td> <td>網走沖</td> </tr> <tr> <td>P2</td> <td>厚岸直下</td> <td>富良野</td> <td rowspan="2">A2</td> <td rowspan="2">紋別沖</td> </tr> <tr> <td>P3</td> <td>日高中部</td> <td>西部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>東部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年（2021年）4月）</p>	海溝型地震		内陸型地震				千島海溝／日本海溝	T1	三陸沖北部	N1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N9	標津	T2	十勝沖	主部北側	N10	石狩低地東縁南部	T3	根室沖	主部南側	N11	沼田-砂川付近	T4	色丹島沖	N2	サロベツ	伏在断層	F1	札幌直下	T5	択捉島沖	N3	黒松内低地	T6	500年間隔地震	N4	当別	日本海東縁部	T7	北海道南西沖	N5	函館平野西縁	既往の内陸地震	E1	弟子屈地域	T8	積丹半島沖	N6	増毛山地東縁	E2	浦河周辺	T9	留萌沖	N7	十勝平野	E3	道北地域	T10	北海道北西沖	主部			プレート内	P1	釧路直下	N8	光地園	オホーツク海	A1	網走沖	P2	厚岸直下	富良野	A2	紋別沖	P3	日高中部	西部					東部				<p>■想定される地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地——震</th> <th>規—</th> <th>地——震</th> <th>規—模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>T1—三陸沖北部</td><td>M8.0</td><td>N3—黒松内低地</td><td>M7.3</td></tr> <tr><td>T2—十勝沖</td><td>M8.1</td><td>N4—当別</td><td>M7.0</td></tr> <tr><td>T3—根室沖</td><td>M8.0</td><td>N5—函館平野西縁</td><td>M7.0-7.5</td></tr> <tr><td>T4—色丹島沖</td><td>M8.0</td><td>N6—増毛山地東縁</td><td>M7.8</td></tr> <tr><td>T5—択捉島沖</td><td>M8.3</td><td>N7—十勝平野主部</td><td>M8.0</td></tr> <tr><td>T6—500年間隔地震</td><td>M8.6</td><td>N7—十勝平野光地園</td><td>M7.2</td></tr> <tr><td>T7—北海道南西沖</td><td>M7.8</td><td>N8—富良野西部</td><td>M7.2</td></tr> <tr><td>T8—積丹半島沖</td><td>M7.8</td><td>N8—富良野東部</td><td>M7.2</td></tr> <tr><td>T9—留萌沖</td><td>M7.5</td><td>N9—標津</td><td>M7.7</td></tr> <tr><td>T10—北海道北西沖</td><td>M8.0</td><td>N10—石狩低地東縁南部</td><td>M7.7以上</td></tr> <tr><td>P1—釧路直下</td><td>M7.5</td><td>N11—沼田-砂川付近</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>P2—厚岸直下</td><td>M7.2</td><td>F1—札幌直下</td><td>M6.7-7.5</td></tr> <tr><td>P3—日高中部</td><td>M7.2</td><td>E1—弟子屈地域</td><td>M6.5</td></tr> <tr><td>N1—石狩低地東縁主部</td><td>M7.9</td><td>E2—浦河周辺</td><td>M7.1</td></tr> <tr><td>N1—石狩低地東縁主部北側</td><td>M7.5</td><td>E3—道北地域</td><td>M6.5</td></tr> <tr><td>N1—石狩低地東縁主部南側</td><td>M7.2</td><td>A1—網走沖（北見大和堆）</td><td>M7.8</td></tr> <tr><td>N2—サロベツ</td><td>M7.6</td><td>A2—紋別沖（紋別沖構造線）</td><td>M7.9</td></tr> </tbody> </table>	地——震	規—	地——震	規—模	T1—三陸沖北部	M8.0	N3—黒松内低地	M7.3	T2—十勝沖	M8.1	N4—当別	M7.0	T3—根室沖	M8.0	N5—函館平野西縁	M7.0-7.5	T4—色丹島沖	M8.0	N6—増毛山地東縁	M7.8	T5—択捉島沖	M8.3	N7—十勝平野主部	M8.0	T6—500年間隔地震	M8.6	N7—十勝平野光地園	M7.2	T7—北海道南西沖	M7.8	N8—富良野西部	M7.2	T8—積丹半島沖	M7.8	N8—富良野東部	M7.2	T9—留萌沖	M7.5	N9—標津	M7.7	T10—北海道北西沖	M8.0	N10—石狩低地東縁南部	M7.7以上	P1—釧路直下	M7.5	N11—沼田-砂川付近	7.5	P2—厚岸直下	M7.2	F1—札幌直下	M6.7-7.5	P3—日高中部	M7.2	E1—弟子屈地域	M6.5	N1—石狩低地東縁主部	M7.9	E2—浦河周辺	M7.1	N1—石狩低地東縁主部北側	M7.5	E3—道北地域	M6.5	N1—石狩低地東縁主部南側	M7.2	A1—網走沖（北見大和堆）	M7.8	N2—サロベツ	M7.6	A2—紋別沖（紋別沖構造線）	M7.9	<p>北海道地域防災計画及び富良野市耐震改修促進計画改正に伴う修正</p>
海溝型地震		内陸型地震																																																																																																																																																																	
千島海溝／日本海溝	T1	三陸沖北部	N1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N9	標津																																																																																																																																																												
	T2	十勝沖		主部北側		N10	石狩低地東縁南部																																																																																																																																																												
	T3	根室沖		主部南側		N11	沼田-砂川付近																																																																																																																																																												
	T4	色丹島沖	N2	サロベツ	伏在断層	F1	札幌直下																																																																																																																																																												
	T5	択捉島沖	N3	黒松内低地																																																																																																																																																															
	T6	500年間隔地震	N4	当別																																																																																																																																																															
日本海東縁部	T7	北海道南西沖	N5	函館平野西縁	既往の内陸地震	E1	弟子屈地域																																																																																																																																																												
	T8	積丹半島沖	N6	増毛山地東縁		E2	浦河周辺																																																																																																																																																												
	T9	留萌沖	N7	十勝平野		E3	道北地域																																																																																																																																																												
	T10	北海道北西沖		主部																																																																																																																																																															
プレート内	P1	釧路直下	N8	光地園	オホーツク海	A1	網走沖																																																																																																																																																												
	P2	厚岸直下		富良野		A2	紋別沖																																																																																																																																																												
	P3	日高中部		西部																																																																																																																																																															
				東部																																																																																																																																																															
地——震	規—	地——震	規—模																																																																																																																																																																
T1—三陸沖北部	M8.0	N3—黒松内低地	M7.3																																																																																																																																																																
T2—十勝沖	M8.1	N4—当別	M7.0																																																																																																																																																																
T3—根室沖	M8.0	N5—函館平野西縁	M7.0-7.5																																																																																																																																																																
T4—色丹島沖	M8.0	N6—増毛山地東縁	M7.8																																																																																																																																																																
T5—択捉島沖	M8.3	N7—十勝平野主部	M8.0																																																																																																																																																																
T6—500年間隔地震	M8.6	N7—十勝平野光地園	M7.2																																																																																																																																																																
T7—北海道南西沖	M7.8	N8—富良野西部	M7.2																																																																																																																																																																
T8—積丹半島沖	M7.8	N8—富良野東部	M7.2																																																																																																																																																																
T9—留萌沖	M7.5	N9—標津	M7.7																																																																																																																																																																
T10—北海道北西沖	M8.0	N10—石狩低地東縁南部	M7.7以上																																																																																																																																																																
P1—釧路直下	M7.5	N11—沼田-砂川付近	7.5																																																																																																																																																																
P2—厚岸直下	M7.2	F1—札幌直下	M6.7-7.5																																																																																																																																																																
P3—日高中部	M7.2	E1—弟子屈地域	M6.5																																																																																																																																																																
N1—石狩低地東縁主部	M7.9	E2—浦河周辺	M7.1																																																																																																																																																																
N1—石狩低地東縁主部北側	M7.5	E3—道北地域	M6.5																																																																																																																																																																
N1—石狩低地東縁主部南側	M7.2	A1—網走沖（北見大和堆）	M7.8																																																																																																																																																																
N2—サロベツ	M7.6	A2—紋別沖（紋別沖構造線）	M7.9																																																																																																																																																																

頁	修正案	現行	備考																																																																																								
5-3	<p>■北海道の被害想定の詳細計算のための対象地震 (24 地震 54 断層モデル)</p> <p>※断層モデルの 30、45 の数値は傾斜角 (°) を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象地震</th> <th colspan="2">対象地震</th> </tr> <tr> <th>地震名</th> <th>断層モデル</th> <th>地震名</th> <th>断層モデル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 標津断層帯</td> <td>30_1、45_5</td> <td>2. 十勝平野断層帯主部</td> <td>30_3、45_2、45_5</td> </tr> <tr> <td>3. 富良野断層帯西部</td> <td>30_2、30_5、45_3</td> <td>4. 増毛山地東縁断層帯</td> <td>30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5</td> </tr> <tr> <td>5. 沼田-砂川付近の断層帯</td> <td>30_3、30_4、45_1、45_2、45_3、45_4</td> <td>6. 当別断層帯</td> <td>30_2、30_5</td> </tr> <tr> <td>7. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (深さ 7km)</td> <td>30_1、30_5、45_1</td> <td>8. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (深さ 3km)</td> <td>30_2、45_2、45_3、45_5</td> </tr> <tr> <td>9. 石狩低地東縁断層帯主部 (南) (深さ 3km)</td> <td>45_2、45_5</td> <td>10. 石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 7km)</td> <td>30_5</td> </tr> <tr> <td>11. 石狩低地東縁断層帯</td> <td>30_2、30_3、30_5</td> <td>12. 黒松内低地断層帯南部 (深さ 3km)</td> <td>30_5、45_3、45_4</td> </tr> <tr> <td>13. 函館平野西縁断層帯</td> <td>45_2、45_3</td> <td>14. サロベツ断層帯 (断層延長)</td> <td>30_2、30_3、30_5</td> </tr> <tr> <td>15. 西札幌背斜に関連する断層</td> <td>—</td> <td>16. 月寒背斜に関連する断層</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>17. 野幌丘陵断層帯</td> <td>45_1</td> <td>18. 根室沖・釧路沖</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19. 十勝沖の地震</td> <td>—</td> <td>20. 三陸沖北部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21. 北海道北西沖</td> <td>No. 2、No. 5</td> <td>22. 北海道南西沖</td> <td>No. 2</td> </tr> <tr> <td>23. 北海道留萌沖 (走向 N193E)</td> <td>No. 1</td> <td>24. 北海道留萌沖 (走向 N225E)</td> <td>No. 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書 (平成 30 年 (2018 年) 2 月)</p> <p>(2) 富良野断層帯の評価</p> <p>富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、M7.2 程度の地震の発生が想定される。30 年以内の地震発生確率は最大 0.03% である。</p> <p>(資料編 5 - 9 : 富良野断層帯の概略位置図)</p> <p>(資料編 5 - 10 : 富良野断層帯の主な調査地点)</p> <p>(資料編 5 - 11 : 想定地震の地区別震度)</p>	対象地震		対象地震		地震名	断層モデル	地震名	断層モデル	1. 標津断層帯	30_1、45_5	2. 十勝平野断層帯主部	30_3、45_2、45_5	3. 富良野断層帯西部	30_2、30_5、45_3	4. 増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5	5. 沼田-砂川付近の断層帯	30_3、30_4、45_1、45_2、45_3、45_4	6. 当別断層帯	30_2、30_5	7. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (深さ 7km)	30_1、30_5、45_1	8. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (深さ 3km)	30_2、45_2、45_3、45_5	9. 石狩低地東縁断層帯主部 (南) (深さ 3km)	45_2、45_5	10. 石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 7km)	30_5	11. 石狩低地東縁断層帯	30_2、30_3、30_5	12. 黒松内低地断層帯南部 (深さ 3km)	30_5、45_3、45_4	13. 函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	14. サロベツ断層帯 (断層延長)	30_2、30_3、30_5	15. 西札幌背斜に関連する断層	—	16. 月寒背斜に関連する断層	—	17. 野幌丘陵断層帯	45_1	18. 根室沖・釧路沖	—	19. 十勝沖の地震	—	20. 三陸沖北部	—	21. 北海道北西沖	No. 2、No. 5	22. 北海道南西沖	No. 2	23. 北海道留萌沖 (走向 N193E)	No. 1	24. 北海道留萌沖 (走向 N225E)	No. 2	<p>2. 富良野断層帯の評価</p> <p>富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、M7.2 程度の地震の発生が想定される。30 年以内の地震発生確率は最大 0.03% である。</p> <p>(資料編 5 - 9 : 富良野断層帯の概略位置図)</p> <p>(資料編 5 - 10 : 富良野断層帯の主な調査地点)</p> <p>■想定地震の諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地震 (断層名)</th> <th rowspan="2">計算パターン数</th> <th colspan="2">断層原点</th> <th rowspan="2">走向</th> <th colspan="3">断層</th> <th rowspan="2">傾斜角</th> </tr> <tr> <th>緯一度</th> <th>経一度</th> <th>上端深さ</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富良野平野断層帯西部</td> <td>10</td> <td>43° 11' 44"</td> <td>142° 20' 21"</td> <td>N196° E</td> <td>3</td> <td>28</td> <td>18</td> <td>45° 30°</td> </tr> <tr> <td>富良野平野断層帯東部</td> <td>10</td> <td>43° 8' 13"</td> <td>142° 23' 43"</td> <td>N192° E</td> <td>3</td> <td>28</td> <td>18</td> <td>45° 30°</td> </tr> </tbody> </table>	地震 (断層名)	計算パターン数	断層原点		走向	断層			傾斜角	緯一度	経一度	上端深さ	長さ	幅	富良野平野断層帯西部	10	43° 11' 44"	142° 20' 21"	N196° E	3	28	18	45° 30°	富良野平野断層帯東部	10	43° 8' 13"	142° 23' 43"	N192° E	3	28	18	45° 30°	北海道地域防災計画及び富良野市耐震改修促進計画改正に伴う修正
対象地震		対象地震																																																																																									
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル																																																																																								
1. 標津断層帯	30_1、45_5	2. 十勝平野断層帯主部	30_3、45_2、45_5																																																																																								
3. 富良野断層帯西部	30_2、30_5、45_3	4. 増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5																																																																																								
5. 沼田-砂川付近の断層帯	30_3、30_4、45_1、45_2、45_3、45_4	6. 当別断層帯	30_2、30_5																																																																																								
7. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (深さ 7km)	30_1、30_5、45_1	8. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (深さ 3km)	30_2、45_2、45_3、45_5																																																																																								
9. 石狩低地東縁断層帯主部 (南) (深さ 3km)	45_2、45_5	10. 石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 7km)	30_5																																																																																								
11. 石狩低地東縁断層帯	30_2、30_3、30_5	12. 黒松内低地断層帯南部 (深さ 3km)	30_5、45_3、45_4																																																																																								
13. 函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	14. サロベツ断層帯 (断層延長)	30_2、30_3、30_5																																																																																								
15. 西札幌背斜に関連する断層	—	16. 月寒背斜に関連する断層	—																																																																																								
17. 野幌丘陵断層帯	45_1	18. 根室沖・釧路沖	—																																																																																								
19. 十勝沖の地震	—	20. 三陸沖北部	—																																																																																								
21. 北海道北西沖	No. 2、No. 5	22. 北海道南西沖	No. 2																																																																																								
23. 北海道留萌沖 (走向 N193E)	No. 1	24. 北海道留萌沖 (走向 N225E)	No. 2																																																																																								
地震 (断層名)	計算パターン数	断層原点		走向	断層			傾斜角																																																																																			
		緯一度	経一度		上端深さ	長さ	幅																																																																																				
富良野平野断層帯西部	10	43° 11' 44"	142° 20' 21"	N196° E	3	28	18	45° 30°																																																																																			
富良野平野断層帯東部	10	43° 8' 13"	142° 23' 43"	N192° E	3	28	18	45° 30°																																																																																			
5-4																																																																																											

頁	修正案	現行	備考
5-4	<p><u>(3) 想定地震における富良野市の震度</u> <u>北海道により選定された 24 地震 54 断層モデルの想定地震のうち、富良野断層帯西部の断層モデル 45.3 の地震が最大となり、震度階級は 7 となる。</u> <u>なお、地区別の最大震度は次のとおりとする。</u> <u>(資料編 5 - 1 1 : 想定地震の地区別震度)</u></p> <p><u>2. 全国どこでも起こりうる直下の地震</u> 中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限を <u>マグニチュード 6.9 (震度 6 弱) で揺れの大きさを計算している。</u> <u>本市においても、全国どこでも起こりうる直下の地震の規模として、マグニチュード 6.9 の地震を想定する。</u></p> <p>■建築物・人的被害の想定 本市において想定する地震から、<u>最大となる富良野断層帯西部の断層モデル 45.3 の地区別平均震度を</u>もとに、建築物・人的被害を算定した場合、全地区を合わせると、建築物の全壊は約 <u>869 棟</u>、半壊は <u>1,343 棟</u>、<u>冬の早朝の場合の</u>死者数は約 <u>22 人</u>、負傷者は <u>325 人</u>と想定される。 <u>(資料編 5 - 1 2 : 想定地震による地区別建物全壊率)</u></p>	<p><u>3. 全国どこでも起こりうる直下の地震</u> 中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限を<u>次のような考えで想定している。</u> <u>-(1) 過去の事例から、マグニチュード 6.5 以下の地震ではほとんど活断層が地表で認められていなく、マグニチュード 6.8 の地震の場合では活断層が地表で認められるものと認められないものがあること。</u> <u>-(2) 全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要であること。</u> <u>これらのことから、全国どこでも起こりうる直下の地震として、マグニチュード 6 台の最大である 6.9 の地震を想定している。本市においても、全国どこでも起こりうる直下の地震の規模として、マグニチュード 6.9 の地震を想定する。</u></p> <p>■地震の揺れについて 地震の揺れは、震源断層からの距離に応じて減衰し、表層地盤が軟らかければ増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向にある。本計画では、想定する 3 つの地震から地区別の震度を算定する。なお、地区別の最大震度は次のとおりとする。 <u>-(資料編 5 - 1 1 : 想定地震の地区別震度)</u></p> <p>■建築物・人的被害の想定 本市において想定する地震から、<u>地区別の最大震度</u>をもとに、建築物・人的被害を算定した場合、全地区を合わせると、建築物の全壊は約 <u>500 棟</u>、半壊は <u>2,320 棟</u>、死者数は約 <u>5 人</u>、負傷者は <u>320 人</u>と想定される。 <u>(資料編 5 - 1 2 : 想定地震による地区別建物全壊率)</u></p>	<p>北海道地域防災計画及び富良野市耐震改修促進計画更新に伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画及び富良野市耐震改修促進計画更新に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考																	
5-6	地震活動に関する解説資料等	■地震活動に関する解説資料等	旭川地方気象台通知による修正																	
	(略)	(略)																		
5-7	1. 地震解説資料 (削除)	1. 地震解説資料 担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震活動図</td> <td>・定期（毎月初旬）</td> <td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の<u>北海道内及び</u>上川・留萌地方の地震活動の状況をとまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の <u>北海道内及び</u> 上川・留萌地方の地震活動の状況をとまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震活動図</td> <td>・定期（毎月初旬）</td> <td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の<u>都道府県内及び</u>上川・留萌地方の地震活動の状況をとまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の <u>都道府県内及び</u> 上川・留萌地方の地震活動の状況をとまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
解説資料等の種類	発表基準	内容																		
(略)	(略)	(略)																		
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の <u>北海道内及び</u> 上川・留萌地方の地震活動の状況をとまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																		
解説資料等の種類	発表基準	内容																		
(略)	(略)	(略)																		
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の <u>都道府県内及び</u> 上川・留萌地方の地震活動の状況をとまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																		

頁	修正案	現行	備考
5-8	<p>■情報収集伝達の手段</p> <p>地震災害時の通信連絡は一般公衆電話回線（N T T加入電話）、<u>IP無線機</u>及び防災携帯電話によるが、有線の途絶・輻輳等により、通常の通信手段が利用できない場合には、富良野市非常通信マニュアルにより通信を確保する<u>他、あらゆる通信手段を利用する。また、必要によりアマチュア無線団体・個人へ協力を依頼する。</u></p> <p>（マニュアル編：富良野市非常通信マニュアル）</p>	<p>■情報収集伝達の手段</p> <p>地震災害時の通信連絡は一般公衆電話回線（N T T加入電話）及び防災携帯電話によるが、有線の途絶・輻輳等により、通常の通信手段が利用できない場合には、富良野市非常通信マニュアルにより通信を確保する<u>とともに、次の無線設備を積極的に利用する。</u></p> <p>（マニュアル編：富良野市非常通信マニュアル）</p> <p><u>1. 富良野市防災行政無線</u></p> <p><u>市役所庁舎に設置する統制局を中心に市町村波（466.150MHz）、及び広域共通波（466.775MHz）の移動系無線回線網で構成する。</u></p> <p><u>2. その他の無線</u></p> <p><u>災害の緊急性、非常性に鑑み、他に有効な伝達手段が望めない場合、あらゆる通信手段を利用する。また、必要によりアマチュア無線団体・個人の協力を仰ぐ。</u></p>	<p>情報更新 （防災行政無線の廃止、IP無線機の整備）</p>
5-9	<p>第4節 災害対策本部と地震非常配備体制</p> <p>（略）</p> <p>■富良野市地震災害対策本部</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 災害対策本部の設置場所</p> <p>原則として<u>市複合庁舎（第1会議室等）</u>とするが、地震により被害を受ける等の理由により使用できないときは、富良野市総合保健センターとする。</p>	<p>第4節 災害対策本部と地震非常配備体制</p> <p>（略）</p> <p>■富良野市地震災害対策本部</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 災害対策本部の設置場所</p> <p>原則として<u>市役所本庁舎（大会議室）</u>とするが、地震により被害を受ける等の理由により使用できないときは、富良野市総合保健センターとする。</p>	<p>本庁舎移転に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考				
5-20	<p>第13節 防災通信整備計画</p> <p>(略)</p> <p>■電話、電報による通信</p> <p>1. 災害時優先電話</p> <p>災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>2. 非常電報・緊急電報</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 防災通信整備計画</p> <p>(略)</p> <p>■電話、電報による通信</p> <p>1. 災害時優先電話</p> <p>災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。</p> <p>2. 非常通話・緊急電話</p> <p>災害時における通信方法は、原則としてNTT一般加入電話によるものとするが、緊急時において電話を使用する場合は、電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に基づき、非常扱いの通話又は緊急扱いの通話として使用する。</p> <table border="1" data-bbox="1457 898 2466 1171"> <tr> <td data-bbox="1457 898 1703 1079">非常扱いの通話</td> <td data-bbox="1703 898 2466 1079">天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1079 1703 1171">緊急扱いの通話</td> <td data-bbox="1703 1079 2466 1171">非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする手動接続通話</td> </tr> </table> <p>〈非常・緊急通話の利用方法〉</p> <p>非常及び緊急通話を利用する場合は、次の手順によって行う。</p> <p>①102番(局番なし)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。</p> <p>②NTTコミュニケータがでたら</p> <p>ア「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。</p> <p>イ 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。</p> <p>ウ 通話先の電話番号を告げる。</p> <p>エ 通話内容を告げる。</p> <p>③NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。</p> <p>④呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。</p> <p>3. 非常電報・緊急電報</p> <p>(略)</p>	非常扱いの通話	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話	緊急扱いの通話	非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする手動接続通話	<p>サービス終了に伴う削除</p>
非常扱いの通話	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話						
緊急扱いの通話	非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする手動接続通話						

頁	修正案	現行	備考
5-20	<p>■公衆通信設備以外の通信</p> <p>1. <u>IP無線機</u> <u>災害時等の避難所及びパトロール従事職員用の通信手段として、IP無線機20台を使用する。</u></p>	<p>■公衆通信設備以外の通信</p> <p>1. <u>市防災行政無線</u> <u>(1) 基地局 ぼうさいふらの</u> <u>周波数(専用波466.150MHz、広域共通波466.775MHz)</u> <u>(2) 陸上移動局 携帯局11、車載局10、可搬局4</u></p>	<p>情報更新 (防災行政無線の廃止、IP無線機の整備)</p>
5-21	<p>2. 防災携帯電話による通信 災害時等の通信手段として、携帯電話<u>12台</u>を現地対応職員用として使用する。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 防災携帯電話による通信 災害時等の通信手段として、携帯電話<u>30台</u>を現地対応職員用として使用する。</p> <p>(略)</p>	<p>契約台数の整理に伴う修正</p>

頁	修 正 案	現 行	備 考
5-21	<p>第 1 4 節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>■ 予防対策広報 平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項及び2次災害等の防止等について電話、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、<u>LINE</u>、フェイスブックで周知するとともに、地域 FM 放送局に対し放送の協力を要請する。 (資料編 9 - 5 4 : 災害時における放送の協力に関する協定)</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 4 節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>■ 予防対策広報 平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項及び2次災害等の防止等について電話、広報車、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、フェイスブックで周知するとともに、地域 FM 放送局に対し放送の協力を要請する。 (資料編 9 - 5 4 : 災害時における放送の協力に関する協定)</p> <p>(略)</p>	<p>情報伝達手段の追加に伴う修正</p>
5-22	<p>■ 災害時の広報 災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表 (1) 広報の方法 一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、<u>LINE</u>、フェイスブック、地域 FM ラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>	<p>■ 災害時の広報 災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。また、災害情報の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表 (1) 広報の方法 一般市民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、市ホームページ、フェイスブック、地域 FM ラジオ等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。さらに、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>	<p>情報伝達手段の追加に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
5-24	<p>第16節 避難対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2. 連絡及び協力</p> <p>(略)</p>	<p>第16節 避難対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2. 連絡及び協力</p> <p>(略)</p>	
5-25	<p>■避難情報発令の周知</p>	<p>■避難情報発令の周知</p>	
5-26	<p>市長は、避難情報の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、L I N E、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p><u>(資料編9 - 5 4 : 災害時における放送の協力に関する協定)</u></p> <p><u>(資料編9 - 3 1 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難情報発令の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) メール等による方法</p> <p>安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、L I N E、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>	<p>市長は、避難情報の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令にあたっては、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容となるように配慮し、危険地域の市民及び事業所等に対し、広報車、チラシ、電話、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、フェイスブック、地域 FM ラジオ、サイレンその他の方法により周知徹底を図る。また、要配慮者及び観光客等への的確な情報提供に努める。避難情報を発令する場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。</p> <p><u>(資料編9 - 5 4 : 災害時における放送の協力に関する協定)</u></p> <p><u>(資料編9 - 3 1 : 災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定)</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 周知の方法</p> <p>住民に対する避難情報発令の周知方法は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) メール等による方法</p> <p>安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、フェイスブック及び市ホームページにより、市民等に周知する。市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して市民等に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に伴う修正</p> <p>情報伝達手段の追加に伴う修正</p>

頁	修正案	現行	備考
5-27 5-28	<p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 市の指定避難所以外の開設 市長は、指定避難所以外に避難所として指定する場合には、施設管理者と協議を行い、同意を経て避難所の開設を行うものとする。 <u>また、国の独立行政法人等が保有する施設等の活用も含めて可能な限り多くの避難所を開設するとともに周知に努める。</u></p>	<p>■避難所の開設及び運営</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 市の指定避難所以外の開設 市長は、指定避難所以外に避難所として指定する場合には、施設管理者と協議を行い、同意を経て避難所の開設を行うものとする。</p>	北海道地域防災計画の改定に伴う修正
5-44 5-47	<p>第26節 防疫計画</p> <p>(略)</p> <p>■家畜防疫</p> <p>(略)</p> <p>2. 実施の方法 (1) (略)</p> <p>(2) 家畜の救護 市長は、北海道中央農業共済組合<u>道央統括センター</u>富良野支所、家畜診療獣医師等と協力し、家畜の救護にあたるものとする。</p>	<p>第26節 防疫計画</p> <p>(略)</p> <p>■家畜防疫</p> <p>(略)</p> <p>2. 実施の方法 (1) (略)</p> <p>(2) 家畜の救護 市長は、北海道中央農業共済組合富良野支所、家畜診療獣医師等と協力し、家畜の救護にあたるものとする。</p>	事業所名変更に伴う修正

富良野市地域防災計画新旧対照表（第6章 火山対策計画）

審議事項	資料2
令和4年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
6-1	<p>第2節 十勝岳の概況</p> <p>(略)</p> <p>■過去の火山活動 江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962 および 1988～1989 年の5回顕著な噴火が発生している。 1926年の噴火では、中央火口丘が崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。 1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は約12kmに達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では、2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域付近で発生している。<u>また、地質学的な研究から、4700～3300年前の活動が最大規模で、山体崩壊とともに爆発的噴火が繰り返され、火砕流も発生した。その際にグラウンド火口が形成された。活動の最後には溶岩が流出したとされている。約1000年前頃には、グラウンド火口の北西で噴火が繰り返され複数の火砕丘が形成された。その後、約500年前頃からは中央火口丘の活動が活発になり、火砕丘を形成し溶岩も流出している。</u></p>	<p>第2節 十勝岳の概況</p> <p>(略)</p> <p>■過去の火山活動 江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962 および 1988～1989 年の5回噴火が発生している。 1926年の噴火では、中央火口丘「丸山」が爆発で崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。 1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は10km以上に達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では、2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域で発生している。<u>最近の噴出物などの調査によると、過去4700年の間も活発な火山活動を繰り返し、溶岩流の流出や火砕流を生じている。また、この間7回の火山泥流が発生したとされている。噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。</u></p>	<p>旭川地方気象台通知による修正</p>
6-2	<p>第3節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>■警戒地区 十勝岳で20世紀以降発生した噴火を基に想定した場合、積雪期における融雪型泥流（泥水）が到達するおそれのある地区（別図1 P6-7）のとおりである。また、降灰は風向にもよるが、富丘・八幡丘・布礼別・麓郷方面など広範囲にわたるおそれがある。</p> <p>■避難体制等の災害予防対策 避難体制等の災害予防対策については、災害予防計画及び十勝岳火山防災協議会で策定した十勝岳火山避難計画の定めるところによる。 （第2章災害予防計画第9節 P2-14：避難体制整備計画） （マニュアル編：十勝岳火山避難計画）</p>	<p>第3節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>■警戒地区 十勝岳の過去3,000年程度の中で最大規模の噴火を想定した場合、積雪期における融雪型泥流（泥水）が到達するおそれのある地区（別図1 P6-4）のとおりである。また、降灰は風向にもよるが、富丘・八幡丘・布礼別・麓郷方面など広範囲にわたるおそれがある。</p> <p>■避難体制等の災害予防対策 避難体制等の災害予防対策については、災害予防計画及び十勝岳火山防災協議会で策定した十勝岳火山避難計画の定めるところによる。 （第2章災害予防計画第9節 P2-13：避難体制整備計画） （マニュアル編：十勝岳火山避難計画）</p>	<p>時点修正</p>

頁	修正案	現行	備考
6-2	<p>第4節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■火山現象に関する情報の収集及び伝達</p> <p>1. 火山現象に関する予報及び警報の種類 火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「<u>噴火警報</u>」及び「<u>噴火予報</u>」である。 なお、<u>火山現象に関する予報及び警報</u>は気象業務法第15条1項の規定により<u>北海道</u>に通報され、<u>北海道</u>は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により<u>市長</u>に<u>通知</u>する。</p>	<p>第4節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■火山現象に関する情報の収集及び伝達</p> <p>1. 火山現象に関する予報及び警報の種類 火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「<u>火山現象警報</u>」、「<u>火山現象注意報</u>」及び「<u>火山現象予報</u>」である。 なお、「<u>火山現象警報</u>」は気象業務法第15条1項の規定により道に通報され、<u>道</u>は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により<u>市</u>に<u>通報</u>する。</p>	<p>字句修正 (北海道地域防災計画との整合性)</p>
6-3	<p>2. 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び想定される現象等 (資料編3 - <u>48</u> : 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び想定される現象等)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 火山の状況に関する解説情報（臨時） <u>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある</u>と判断した場合、<u>または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。</u></p> <p>5. 火山の状況に関する解説情報 現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い<u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある</u>と判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>	<p>2. 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び想定される現象等 (資料編3 - <u>47</u> : 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び想定される現象等)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 火山の状況に関する解説情報（臨時） <u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を公表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。</u></p> <p>5. 火山の状況に関する解説情報 現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、<u>または、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある</u>と判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>	<p>字句修正</p> <p>旭川地方气象台通知による修正</p> <p>旭川地方气象台通知による修正</p>

頁	修正案	現行	備考
6-3	<p>6. 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 降灰予報 (速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。</u> ・<u>降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。</u> ・<u>降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> ・<u>事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに (5～10分程度で) 発表する。</u> ・<u>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u> 	<p>6. 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 降灰予報 (速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火が発生した火山 (※1) に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。</u> ・<u>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u> <p>(※1) : <u>降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u></p>	<p>旭川地方気象台通知による修正</p>
6-4	<p>(3) 降灰予報 (詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火の観測情報 (噴火時刻、噴煙高など) を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。</u> ・<u>降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。</u> ・<u>降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</u> ・<u>降灰予報 (速報) を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報 (詳細) も発表する。</u> ・<u>降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。</u> ・<u>噴火発生から6時間先まで (1時間ごと) に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。</u> 	<p>(3) 降灰予報 (詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火が発生した火山 (※2) に対して、降灰予測計算 (数値シミュレーション計算) を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。</u> ・<u>噴火発生から6時間先まで (1時間ごと) に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。</u> <p>(※2) : <u>降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報 (速報) を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報 (詳細) も発表。</u></p>	
6-6	<p>7～10. (略)</p> <p>11. 火山現象警報及び火山現象予報等の伝達</p> <p>(1) <u>噴火予報及び噴火警報等の伝達は、火山現象に関する予報及び警報等伝達系統図 (別図2 P6-8) によるものとする。</u></p> <p>(2) <u>噴火予報及び噴火警報等の通報及び伝達</u> 北海道知事から通報を受けたときは、市長は<u>火山現象に関する予報及び警報等伝達系統図</u>に基づき関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をする。</p>	<p>7～10. (略)</p> <p>11. 火山現象警報及び火山現象予報等の伝達</p> <p>(1) <u>噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の伝達は、火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図 (別図2 P6-5) によるものとする。</u></p> <p>(2) <u>噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等の通報及び伝達</u> 北海道知事から通報を受けたときは、市長は<u>火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図</u>に基づき関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をする。</p>	<p>旭川地方気象台通知による修正</p>

頁	修正案	現行	備考
6-8	<p>■別図2 火山現象に関する予報及び警報等伝達系統図</p> <p>発表通報担当官署 札幌管区気象台</p> <p>北海道警察本部 北海道開発局 第一管区海上保安本部 陸上自衛隊北部方面総監部 北海道旅客鉄道株式会社 NHK放送局 各報道機関 NTT東日本・西日本 北海道</p> <p>対策要請</p> <p>振興局→建設管理部 出先機関</p> <p>旭川地方気象台</p> <p>富良野市 富良野広域連合 富良野消防署</p> <p>住民 防災関係機関 ラジオふらの 団体 登山者</p> <p>道警旭川方面本部 防災関係機関等 報道機関</p> <p>富良野警察署</p> <p>降灰情報等 航空機運航者</p>	<p>■別図2 火山現象警報及び火山現象予報伝達系統図</p> <p>発表通報担当官署 札幌管区気象台</p> <p>北海道警察本部 北海道開発局 第一管区海上保安本部 陸上自衛隊北部方面総監部 北海道旅客鉄道株式会社 NHK放送局 各報道機関 NTT東日本・西日本 北海道</p> <p>対策要請</p> <p>振興局→建設管理部 出先機関</p> <p>旭川地方気象台</p> <p>富良野市 富良野広域連合 富良野消防署</p> <p>住民 防災関係機関 ラジオふらの 団体 登山者</p> <p>道警旭川方面本部 防災関係機関等 報道機関</p> <p>富良野警察署</p> <p>降灰情報等 航空機運航者</p>	旭川地方気象台通知による修正

富良野市地域防災計画新旧対照表（第7章 事故災害対策計画）

審議事項	資料2
令和4年度	富良野市防災会議

頁	修正案	現行	備考
7-19	<p>第7節 林野火災対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■災害予防</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 林野火災対策計画</p> <p>(略)</p> <p>■災害予防</p> <p>(略)</p>	
7-21	<p>3. 気象情報</p> <p>林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。</p> <p>(1) 林野火災気象通報</p> <p>林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行い、火災気象通報の通報基準は、<u>気象官署が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u></p> <p>(第4章災害応急対策計画編第2節 P4-1：災害関連情報の受領及び伝達計画)</p> <p>(略)</p>	<p>3. 気象情報</p> <p>林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。</p> <p>(1) 林野火災気象通報</p> <p>林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行い、火災気象通報の通報基準は、<u>災害関連情報の受領及び伝達計画の定めるところによる。</u></p> <p>(第4章災害応急対策計画編第2節 P4-1：災害関連情報の受領及び伝達計画)</p> <p>(略)</p>	<p>旭川地方 気象台通 知による 修正</p>